

裁 決

審査請求人

上記代理人

処 分 庁

審査請求人が、平成22年1月20日付けで提起した審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

が、審査請求人に対し、平成21年12月11日付けで通知した費用徴収決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

- 1 審査請求の趣旨は、(以下「処分庁」という。)が、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、平成21年12月11日付けで通知した生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第78条の規定による費用徴収決定処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるものである。

- 2 審査請求の理由は、概ね次のとおりであると解される。

処分庁は、請求人が、請求人の世帯員であった請求人の(以下、「」という。)の就職のための研修期間における就労収入を申告しなかったことから、請求人世帯は生活保護費を不正に受給したと判断し、請求人に対し法第78条の規定を適用して本件処分を行ったものである。

しかし、請求人は、から「研修期間中に給与等は一切支給されない」旨の説明を受けており、が収入を得ていた事実を認識していなかった。

また、請求人は、処分庁に対し、が就労のための研修を受けていることは申告していたことからして、請求人は、に収入があることを知りながら、これをことさら隠していたとは認めがたく、請求人が「故意」にの就労収入について申告しなかったわけではないことは明らかである。したがって、本件処分は、法第78条の規定の適用要件を欠き、違法である。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

- (1) 処分庁は、平成20年8月14日付けで、法第24条第1項の規定により請求人及び請求人の(以下「」という。)を同一世帯とする

保護を開始したこと。また、処分庁は、請求人世帯に対する平成21年8月分及び同年9月分の保護費として月額149,840円を、同年7月31日(8月分)及び同年9月1日(9月分)に、各々支給したこと。なお、請求人と[]とは、平成21年10月5日まで同居していたこと。

- (2) 請求人は、処分庁に対し、平成21年10月16日付けで、同年7月分から同年10月分までの請求人世帯の収入を申告書(以下「本件申告書」という。)を提出することをもって申告したこと(以下「本件申告」という)。

また、本件申告書には、請求人が「働いて得た収入」は次のとおり記載されていたこと。なお、[]の「働いて得た収入」及び「その他の収入」については、記載されていなかったこと。

	収入	必要経費
7月分	40,560円	0円
8月分	3,740円	0円
9月分	34,320円	0円
当月分(見込額)	28,080円	0円

- (3) 処分庁は、平成21年11月12日に、[]から平成21年7月及び8月分の給与明細書を郵送により受領し、その概要は次のとおりであったこと。なお、同明細書の内容について、同月17日付けで処分庁が当該就労先に照会した結果、相違なかったこと。

就労先: []

就労月	給与額	所得税	支給日
7月分	99,000円	710円	平成21年8月15日
8月分	187,926円	4,250円	平成21年9月15日

- (4) 処分庁は、本件申告書に記載がなかった前記(3)の[]の7月分及び8月分の就労収入について、所得税分を控除した281,966円を法第78条の規定に基づき費用徴収することとして、請求人に対し、本件処分を行い、平成21年12月11日付け[]で通知したこと。

- (5) 請求人は、平成22年1月20日付けで、書面(以下「本件審査請求書」という。)をもって本件審査請求を提起したこと。

- (6) 処分庁は、当審査庁に対し、平成22年2月26日付けで、弁明書を提出したこと。なお、同弁明書には、請求人が[]に収入があることを知りながら、不正受給の意図から、あえて本件申告書に記入しなかったと認定した旨及びその認定のための調査を行った旨記載されていなかったこと。また、同弁明書には、処分庁が請求人に対し法第78条の規定を適用した法的根拠として、法第10条に規定する世帯単位の原則及び法第31条第3項の規定により保護金品交付後の保護金品の処理に付いての責任は、世帯主が負うべきであると解すべきであるとの記載があったこと。

2 判断

(1) 法のしくみ

保護の実施機関は、被保護者に収入未申告等の場合や保護の開始後に資産・収入等があったことが後日に判明した場合には、当然保護に要した費用の返還を求めなければならない。その際適用される法条は、法第63条と法第78条とに大別される。

このうち、法第78条は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全額または一部を、その者から徴収することができる。」と規定する。ここにいう「不実の申請その他不正な手段」(以下「不実の申請等」という。)とは、積極的に虚構の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を隠蔽することも含まれると解される。また、一般に法第78条の規定は、不法行為に基づく損害賠償請求(民法(明治29年法律第89号)第709条)的な性質を有するものと解されていることから、個人主義が妥当するものと解される。すなわち、保護の実施機関が法第78条の規定により費用徴収を行うためには、あくまで当該処分の相手方において不正受給の意図(以下「故意」という。なお、故意には未必の故意を含む。以下同じ。)が認められることが法律要件になると解される。そして、費用徴収処分の相手方となる法第78条に規定する「その者」とは、不実の申請等をした者が、被保護者本人である場合はその本人、被保護者本人以外の者である場合はその者及び不実の申請等に基づくものであることを知りながら保護費を受給した被保護者をいうと解される。

他方、法第63条は、本来は、保護の実施機関が受給者に資力があることを認識しながら急迫した事由がある(法第4条第3項)として保護費を支給した場合の事後調整としての費用返還義務を定めたものである。もっとも、同条に基づく返還請求の法的性質は、不当利得返還請求(民法第703条、第704条)的なものであると解されるから、故意の立証が困難で法第78条の規定が適用できない場合には、法第63条の規定を適用することにより保護費の返還を求めることもできると解される。なお、法第63条の適用場面においては、世帯単位の原則(法第10条)が適用になると解される(大阪地方裁判所平成20年12月10日判決参照)。

要するに、例えば、被保護者から不実の収入申告(収入の隠蔽)が行われ、当該被保護者に対して過分に保護費が支給された場合、保護の実施機関が保護費の返還処分を行うための法条は、不実の収入申告を行った被保護者に不正受給の意図(故意)が認められる場合には法第78条が適用になり、故意が認められない場合には法第63条が適用になる。

(2) 本件処分について

ア これを本件処分についてみると、前記認定事実(1)のとおり、請

求人と[]は同一世帯であり、また、処分庁は、請求人世帯に対し、平成21年8月分及び同年9月分の保護費として月額149,840円を、同年7月31日(8月分)及び同年9月1日(9月分)に、各々支給した事実が認められる。一方、前記認定事実(3)のとおり、[]は、就労収入として、平成21年8月15日に99,000円(所得税込)及び同年9月15日に187,926円(所得税込)があった事実が認められる。そうすると、処分庁が請求人世帯に対し支給した上記の平成21年8月分及び9月分の保護費は過分であったものと認められる。

ところが、請求人は、前記認定事実(2)のとおり、請求人が行った本件申告書に[]の上記就労収入を記載しておらず、本件申告は客観的には不実な収入申告であったものと認められる。

したがって、請求人は、この不実な本件申告により保護費を不正受給する意図(故意)が認められる場合には法第78条の規定の適用により、また、故意が認められない場合には法第63条の規定の適用により、過分に受領した保護費の返還義務を負う。

イ. そして、請求人は、前記審査請求の理由において、[]から就労研修中は無報酬である旨説明を受け、[]が就労収入を得ていた事実を認識していなかったことから、本件申告が不実であるとは思っておらず、故意はなかった旨主張しているものと解される。

この点、そもそも請求人の故意についての証明責任は処分庁側にあるが、請求人の故意が推定される場合には、積極的に証明する必要はない。そして、請求人と[]とは、前記認定事実(1)のとおり、本件申告の直前まで同居していた事実が認められるから、請求人は[]に就労収入があることを知っていた可能性はありうる。

しかし、一方で、[]は当時[]歳であって親の親権に服する未成年ではなく、社会通念上、請求人は[]の就労研修の実態や研修中の収入の有無等について把握していたとまで推認することはできない。したがって、請求人の故意は推定されない。

そこで、処分庁は、請求人の故意を認めるに足りる資料を当審査庁に提出して、請求人の故意を証明しなければならないことになる。

ところが、この点に関し処分庁は、前記認定事実(6)のとおり、世帯単位の原則により請求人は法第78条の責任を負うべきであると主張するのみで、請求人が[]に収入があることを知っていたか否かにつき調査を実施した事実は認められず、請求人の故意を認めるに足りる資料を当審査庁に提出していない。

したがって、請求人に故意を認めることはできない。

ウ. よって、請求人の故意は認められず、請求人に対し、法78条の規定を適用して保護費の徴収処分を行うことは法律要件欠如の違法があり、本件処分は取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成24年 4月 9日

千葉県知事 鈴木 栄 治

